

特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン（仮称）（事業者向け）

（素案）

目次

| | | |
|-----------|-------------------------------------|----|
| 第 1 | はじめに | 1 |
| 第 2 | 用語の定義等 | 3 |
| 第 3 | 総論 | 6 |
| 第 3-1 | 目的 | 6 |
| 第 3-2 | 本ガイドラインの適用対象等 | 6 |
| 第 3-3 | 本ガイドラインの位置付け等 | 7 |
| 第 3-4 | 番号法の特定個人情報に関する保護措置 | 7 |
| 第 3-5 | 特定個人情報保護のための主体的な取組について | 10 |
| 第 3-6 | 特定個人情報の漏えい等個別の事案が発生した場合の対応等 | 11 |
| 第 3-7 | 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報の取扱い | 11 |
| 第 4 | 各論 | |
| 第 4-1 | 特定個人情報の利用制限 | |
| 第 4-1-1 | (1) 個人番号の利用制限 | |
| 第 4-1-2 | (2) 特定個人情報ファイルの作成の制限 | |
| 第 4-2 | 特定個人情報の安全管理措置等 | |
| 第 4-2-1 | (1) 委託の取扱い | |
| 第 4-2-2 | (2) 安全管理措置（総論） | |
| 第 4-3 | 特定個人情報の提供制限 | |
| 第 4-3-1 | (1) 個人番号の提供の要求 | |
| 第 4-3-2 | (2) 提供制限 | |
| 第 4-3-2-ア | 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限 | |
| 第 4-3-2-イ | 収集・保管制限 | |
| 第 4-3-2-ウ | 本人確認 | |
| 第 4-4 | 第三者提供の停止に関する取扱い | |
| 第 4-5 | 特定個人情報保護評価 | |
| 第 4-6 | 個人情報保護法の主な規定 | |
| 第 4-7 | 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等 | |

(別添) 特定個人情報の適正な取扱いに関する安全管理措置

(巻末資料) 条文集

第1 はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。

一方で、番号制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。

個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）の三つの法律（以下「一般法」という。）があるほか、地方公共団体の個人情報保護条例等において各種保護措置が定められている。

番号法においては、個人のプライバシー等の権利利益の保護に関する国民の懸念等を踏まえ、一般法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。

本ガイドラインは、個人番号を取り扱う事業者（独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等及び「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。以下「事業者」という。）が、番号法上の保護措置等を適切に講ずるための指針として定めるものである。

本ガイドライン中、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。

「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。

「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。

「第4 各論」においては、各項目に要点を枠囲みにして示すとともに、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。

*印は、事業者の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。

第2 用語の定義等

本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。

| 項番 | 用語 | 定義等 |
|----|--------|--|
| ① | 個人情報 | <p>生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>【番号法第2条第3項、個人情報保護法第2条第1項】</p> |
| ② | 個人番号 | <p>④ 番号法第7条第1項又は第2項の規定により住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第7条第1項及び第2項、第8条、第67条、附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。</p> <p>【番号法第2条第5項】</p> <p>⑤ ④で定める番号のほか、④に対応し、当該番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第7条第1項及び第2項、第8条、第67条、附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く規定における個人番号）。</p> <p>【番号法第2条第8項】</p> |
| ③ | 特定個人情報 | <p>個人番号をその内容に含む個人情報をいう。生存者の個人番号単体も特定個人情報である。</p> <p>【番号法第2条第8項】</p> |

| 項番 | 用語 | 定義等 |
|----|-------------|--|
| ④ | 個人情報データベース等 | <p>個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めるものをいう。</p> <p>【個人情報保護法第2条第2項、個人情報保護法施行令第1条】</p> |
| ⑤ | 個人情報ファイル | <p>個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。</p> <p>【番号法第2条第4項】</p> |
| ⑥ | 特定個人情報ファイル | <p>個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。</p> <p>【番号法第2条第9項】</p> |
| ⑦ | 個人データ | <p>個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。</p> <p>【個人情報保護法第2条第4項】</p> |
| ⑧ | 保有個人データ | <p>個人情報取扱事業者（項番⑭）が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。</p> <p>【個人情報保護法第2条第5項、個人情報保護法施行令第3条、第4条】</p> |
| ⑨ | 情報提供等の記録 | <p>総務大臣、情報照会者及び情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録し、7年間保存しなければならないとされており、当該記録をいう（→第4-6 2 B）。</p> <p>【番号法第23条】</p> |

| 項番 | 用語 | 定義等 |
|----|-----------------------|---|
| ⑩ | 個人番号利用事務 | 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう（→第4-1-(1)1A a）。 【番号法第2条第10項】 |
| ⑪ | 個人番号関係事務 | 番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう（→第4-1-(1)1A b）。 【番号法第2条第11項】 |
| ⑫ | 個人番号利用事務実施者 | 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第12項】 |
| ⑬ | 個人番号関係事務実施者 | 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。 【番号法第2条第13項】 |
| ⑭ | 個人情報取扱事業者 | 個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）で、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいう。 【個人情報保護法第2条第3項、個人情報保護法施行令第2条】 |
| ⑮ | 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者 | 特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のもの（番号法第31条）から、⑭の個人情報取扱事業者を除いた者をいう。 【番号法第32条から第35条まで】 |

第3 総論

第3-1 目的

特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、番号法第37条に基づき、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務としている。本ガイドラインは、こうした任務を遂行する委員会として、番号法第4条に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

第3-2 本ガイドラインの適用対象等

(1) 本ガイドラインの適用対象

番号法は、行政機関等（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者に適用される。また、個人情報保護法が一定の範囲の者^(注)を適用の対象から除外しているのに対し、番号法は全ての事業者を適用の対象としており、本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち事業者を対象とするものである。

なお、事業者のうち金融機関が行う金融業務に関するガイドラインについては、別に定める。

(注) 個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者（同法の適用の対象となる事業者）から除外される者（個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者）は、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者である（同法施行令第2条）。

(2) 事業者が番号法の適用を受ける場面

事業者は、番号法において何人に対しても適用される事項として、特定個人情報の提供の求めの制限（番号法第15条）、提供の制限（同法第19条）及び収集等の制限（同法第20条）の規定の適用を受ける。また、事業者が番号法の規定の適用を受ける主な事務は、次のとおりである。

- ・ 事業者が従業員等から個人番号を取得して、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の必要な書類に記載して、税務署長、市町村長、日本年金機構等に提出する事務（同法第9条第3項）
- ・ 金融機関が顧客から個人番号を取得して、これを配当等の支払調書に記載して税務署長に提出する事務（同法第9条第3項）
- ・ 健康保険組合、全国健康保険協会等（以下「健康保険組合等」という。）が個人番号を用いて個人情報を検索、管理する事務（同法第9

条第1項)

- ・ 激甚災害等が指定された場合において、金融機関が個人番号を利用して金銭を支払う事務（同法第9条第4項）
さらに、事業者が、行政機関等又は他の事業者から個人番号を取り扱う事務の委託を受けた場合も、番号法の適用を受ける。

第3-3 本ガイドラインの位置付け等

(1) 番号法と一般法の適用関係

全ての事業者は、番号法が特定個人情報について規定している部分についてその適用を受ける。

また、個人情報取扱事業者は、番号法第29条及び第30条により適用除外となる部分を除き、特定個人情報について、個人情報保護法の規定の適用も受ける。

さらに、番号法においては、個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者（2(1)注 参照）に対しても、特定個人情報に関しては、個人情報保護法に規定されている重要な保護措置に相当する規定を設けていることに留意する必要がある。具体的には、特定個人情報の目的外利用の制限（番号法第32条）、安全管理措置（同法第33条）及び特定個人情報を取り扱う従業者に対する監督義務（同法第34条）である。

(2) 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、番号法が定める特定個人情報の保護措置に関する規定に基づく特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。

また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用される部分については、個人情報保護法上の主務大臣が定めるガイドライン・指針等（以下「主務大臣のガイドライン等」という。）に従うことを前提としている。

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

(1) 保護措置の概要

個人番号は、社会保障、税及び災害対策の分野において、個人情報を複数の機関の間で紐付けるものであり、住民票を有する全ての者に、一人一番号で重複のないように付番され、住民票コードを変換して得られる番号である。したがって、個人番号が悪用されたり、漏えいしたりした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を招きかねない。

そこで、番号法においては、特定個人情報について、一般法である個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置を設けている。この保護措置は、「特定個人情報の利用制限」、「特定個人情報の安全管理措置等」

及び「特定個人情報の提供制限」の三つに大別される。

なお、事業者が守らなければならない番号法の保護措置は、個人番号に対応して、当該個人番号を一定の法則で変換した番号等を含めて適用の対象としている。

ア 特定個人情報の利用制限

個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定することとしているが（個人情報保護法第15条）、個人情報を利用することができる事務の範囲については特段制限していない。

これに対し、番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条）。また、本来の利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、一般の個人情報の場合よりも限定的に定めている（同法第29条第3項、第32条）。さらに、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第28条）。

イ 特定個人情報の安全管理措置等

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対して、個人データに関する安全管理措置を講ずることとし（個人情報保護法第20条）、事業者の監督義務（同法第21条）及び委託先の監督義務（同法第22条）を課している。

番号法においては、これらに加え、全ての事業者に対して、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）について安全管理措置を講ずることとされている（番号法第12条）。

また、個人番号関係事務又は個人番号利用事務を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とするとともに（同法第10条）、委託者の委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。

ウ 特定個人情報の提供制限

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、個人データについて、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めていない（個人情報保護法第23条）。

番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、一般の個人情報の場合より限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならない（同法第15条）。

さらに、特定個人情報の収集及び管理についても同様の制限を定めている（同法第20条）。

なお、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を義務付けている（同法第16条）。

(2) 委員会による監視・監督

委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次の権限を有している。

- ・ 個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第50条）。
- ・ 特定個人情報の取扱いに関して法令違反がある場合において、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときには、当該違反行為をした者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第51条第1項）。
- ・ 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときには、その者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第2項）。
- ・ さらに、個人の重大な権利利益を害する事実があるために緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（同条第3項）。
- ・ 特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、報告又は資料の提出を求めると及び立入検査を行うことができる（同法第52条）。

(3) 罰則の強化

個人情報保護法における個人情報取扱事業者に対する罰則の適用は、主務大臣からの是正命令に違反した場合、虚偽報告を行った場合等に限られている。一方、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得したときの罰則を新設する等罰則が強化されている（番号法第67条から第75条まで）。

なお、次表①から⑥までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第76条）。また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項目において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従

業者が、その法人又は人の業務に関して、次表①、②、④又は⑦から⑨までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑が科される（同法第77条第1項）。

| 項番 | 行為 | 番号法 | 個人情報保護法の類似規定 |
|----|--|---------------------------------|--------------------------|
| ① | 個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供 | 4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第67条） | — |
| ② | 上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用 | 3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第68条） | — |
| ③ | 情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用 | 同上（第69条） | — |
| ④ | 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得 | 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（第70条） | — |
| ⑤ | 国の機関の職員等が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集 | 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第71条） | — |
| ⑥ | 委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用 | 同上（第72条） | — |
| ⑦ | 委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反 | 2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第73条） | 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（第56条） |
| ⑧ | 委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第74条） | 30万円以下の罰金（第57条） |
| ⑨ | 偽りその他不正の手段により個人番号カード等を取得 | 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第75条） | — |

第3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について

事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するためには、経営者自ら

が特定個人情報に対する保護措置の重要性について十分な認識を持って適切な経営管理を行うことが重要である。その上で、事業者は、番号法等関係法令並びに本ガイドライン及び主務大臣のガイドライン等に従い、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な方策について検討し、実践するとともに、業務の実態、技術の進歩等を踏まえ、点検・見直しを継続的に行う体制を主体的に構築することが重要である。

第3-6 特定個人情報の漏えい等個別の事案が発生した場合の対応等

個人情報の漏えい等個別の事案が発生した場合、事業者は主務大臣のガイドライン等に基づき報告が求められているところであるが、特定個人情報の漏えい等個別の事案の取扱いについては、関係省庁等と連携を図ることとし、別に定める。

第3-7 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報の取扱い

個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者（2(1)注 参照）においても、特定個人情報について、一般の個人情報より厳格な保護措置を求めている番号法の趣旨に鑑み、番号法に特段の規定が置かれていない事項については、個人情報保護法における個人情報の保護措置に関する規定及び当該部分に係る主務大臣のガイドライン等に従い、適切に取り扱うことが望ましい。